

参 与

おはようございます。

委員の皆様並びに推進委員の皆様方におかれましては、農繁期の大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第13回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時30分 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。欠席の届け出が16番、三浦功委員、19番、黒川雄一委員、20番、田口繁委員から提出されております。なお、9番、伊藤悟委員が若干おこなれているようでございますけれども、ただいまの出席者数は20名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、私のほうから5月9日総会時から本日までの業務報告を申し上げます。

お手元に配付してございます平成30年6月総会までの業務報告書をごらん願います。

5月9日、第12回農業委員会総会を委員20名及び最適化推進委員8名の出席をいただき神岡農村環境改善センターにて開催してございます。

5月18日には、市町村農業委員会新事務局長研修会並びに市町村農業委員会事務局長研修会が秋田市のにぎわい交流館AUで開催され、私が出席してございます。

同じく18日ですが、大仙市農業振興地域整備促進協議会幹事会が大曲庁舎で開催され、事務局が出席してございます。

5月25日、秋田県農業会議の第26回常設審議委員会並びに第13回理事会が秋田市のルポールみずほで開催され、会長と事務局が出席してございます。

同じく25日ですけれども、秋田県の都市農業委員会総会がふきみ会館で開催され、会長と私が出席してございます。

先ほど会長からもありましたけれども、5月30日には、全国農業委員会会長大会及び県選出国會議員要請集会がそれぞれ東京都の文京シビックホール、ホテルモントレ半蔵門で開催され、会長及び私が出席してございます。

5月31日から6月1日にかけては、県南地区農業委員会会長会の視察研修ということで、栃木県鹿沼市の農業公社の視察を行っております。会長と私が参加してございます。

以上が主な業務報告でございます。

続きまして、会議に入る前に配付資料の訂正をお願いいたします。申しわけございませんが、今回2カ所ほど訂正がございまして。

1カ所目でございますけれども、お配りしている資料の総会議案の69ページをお開き願います。

下のほう、番号77番、利用権を設定する者の氏名、住所欄でありますけれども、〇〇〇〇53歳と記載されている下に、ちょっと意味不明な〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と書いてございますけれども、これ〇〇〇に訂正願います。ちょっと打ち込みミスでございます。

2カ所目でございますけれども、よろしいでしょうか。93ページをお開き願います。

法人の概要の囲みの中の経営面積欄でございますけれども、ヘクター記載すると

ころを平方メートルで記載してしまっております。田〇〇〇〇〇〇〇〇と記載しているものを〇〇〇〇に訂正願います。その下、畑〇〇〇〇〇と記載されているものを〇〇〇〇に訂正願います。

大変申しわけございませんでした。訂正しておわびを申し上げます。

足達委員

局長、ついでに31ページ、〇〇〇〇の年齢は何歳になりますか。31ページの15番。

参 与

申しわけございません。ちょっと今手元に資料がございませんで、確認してご報告申し上げます。申しわけございません。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、2番、足達信廣委員、3番、茂木靖雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。

参 与

議案第1号 大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき大仙市長より大仙市農業委員会会長あて諮問があったので意見を求める。

平成30年6月7日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

本案について農業振興課の説明を求めます。

参 与

おはようございます。ただいまご紹介いただきました農業振興課の杉山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本来であれば、課長の渡辺がご説明に伺うところですが、あいにく所要のため、かわって私からご説明させていただきます。

まずもって、日ごろから市の農業政策につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から多大なるご理解、ご協力をいただき大変ありがとうございます。

今般、大仙農業振興地域整備計画の変更ということでお諮り申し上げますが、変更の概要といたしましては、西仙北、中仙両地域の除外案件それぞれ1件の2件と神岡地域の編入案件1件の計3件でございます。

計画の変更に当たりましては、地元の農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様には、春作業で大変お忙しい中、書面及び現地確認をいただいたほか、去る5月18日には、大仙農業振興地域整備促進協議会幹事会を開催し、計画の妥当性などをさまざまな要件に照らし合わせて協議を行ったところです。

幹事会の場では、編入案件については、優良農地の整備にかかわるもので当然の変更ということで、また除外案件については、農用地からの除外についてやむを得ないものという結論に至っております。

この後、全体概要については担当の今野から、各事案の詳細については各地域の担当より順次ご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

おはようございます。農業振興関係を担当しております農業振興課の今野と申します。

また、先ほど説明させていただきました杉山に加えて、本日、私の後席には、今年度新規採用になりました同じく農業振興課の久米川のほうが配らせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。1年間よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、各地域の説明に入る前に、全体の概要についてご説明させていただきます。

お手元の資料の議案第1号の資料1ページから5ページまで、それから見取り図等を明記しました同じく総会資料の1ページから7ページまでをごらんください。

今次平成30年度前期分の計画変更につきましては、除外案件が2件、それから編入案件が1件の計3件となっております。変更する筆数ですけれども、除外案件が3筆、それから編入案件が92筆となっております。それから、地目につきましては、除外案件が田1筆、それから畑2筆、編入案件につきましては田○○○となっております。また、面積につきましては、除外案件ですけれども、合計しますと○○○○、同じく編入案件につきましては○○○○○○○○○○でございます。除外後の用途につきましては、一般住宅、それから駐車場それぞれ1件となっております。

除外案件につきましては、これまで同様、計画の妥当性だとか、それから除外することにより農地の利用集積や土地改良施設に支障が出ないかどうか等の除外の5要件等に加えまして、除外後の農地転用の可否についても総合的に判断させていただいたものでございます。

また、編入案件につきましては、神岡地域で実施する平成31年度採択予定の宮田福島地区の県営圃場整備の事業に伴う編入でございます。

詳細につきましては、この後、西仙北、中仙、神岡地域の順で各地区の担当よりご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、初めに西仙北地域1件についてご説明させていただきます。

1番になります。

総会議案資料、議案第1号の1ページと2ページ目をごらんください。

申し出農地は、大仙市大巻○○○○○○○○○○、○○○○の2筆、面積は○○○○○○○○○○です。

申し出人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○の○○○○○○○○○○、○○○○○○○○の○○○○○○○です。

除外目的は、従業員用の駐車場を設置するための除外です。計画者は、ロボット用のアームや携帯電話のバイブ等に使われるマイクロ部品の製造販売を営んでおりますが、このたび、業務拡張に伴い、従業員を6名から13名にふやしたことから、新たに駐車場スペースが必要となり、既存の工場敷地の西側に隣接している当該農地に駐車場を設置するものです。

当該農地は、工場と道路に挟まれた小規模な農地であることから、農用地の集団化、利用集積等に支障を及ぼすおそれはありませんが、当該農地の北側、南側に10ヘクタール以上の優良農地が広がっていることから、第1種農地と判断いたしました。許可基準につきましては、特別の立地を必要とする既存の施設の拡張ということで、いわゆる拡張に係る部分の敷地の面積が現在の既存施設敷地面積の2分の1を超えないものということで、許可要件を満たすものと判断いたしました。

排水処理につきましては、自然流下とし、のり面保護及び緩衝地を設け、隣接水路への土砂の流入を防ぐこととしておりますので、土地改良施設等の機能に支障を来すおそれはないものと判断しております。

土地改良事業につきましては変更ございません。

西仙北地域については以上です。

続きまして、中仙地域1件についてご説明します。

2番になります。

位置図等は3ページ、4ページとなります。

申し出農地は、豊川○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|-----|--|
| 議 長 | 説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
(なしの声) |
| 議 長 | 質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手) |
| 議 長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第2号の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。 |
| 議 長 | 次に、議案第3号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 |
| 参 与 | 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成30年6月7日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |
| 議 長 | 事務局の説明を求めます。 |
| 参 与 | |

20ページ、1番をごらんください。

位置図、配置図につきましては、議案資料1ページ、2ページをごらん願います。

農地の所在は、大仙市刈和野○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○であります。
申請人は、○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○です。

転用目的は、一般個人住宅です。

転用理由は、申請人の○○○○が現在住んでいる住宅が築50年を経過しており、老朽化により当該地に住宅を新築するものです。

転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は水道、下水道管またはガス管のうち2種類以上の管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ申請に係る農地等からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設または公益的施設が存する区域であることから、農地法施行規則第43条第1号に該当するものとして第3種農地に区分いたしました。第3種農地は農地法第4条第5項第1号ロ(1)の規定により許可できるため、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類を勘案した結果、農地法第4条第2項第3号及び第4号の不許可要件に該当せず、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

- | | |
|-------|--|
| 議 長 | 事務局からの説明が終わりました。これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件1番についてお願いします。 |
| 佐々木委員 | 6番、佐々木です。
担当の推進委員がまだ田植えが終わっていないということで、私と事務局で現場確認をしてまいりました。 |

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第5条第2項第2号及び第4号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

- 議 長 事務局からの説明が終わりました。これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件1番についてお願いします。
- 判田委員 14番、判田です。
去る6月5日、大曲分室の担当者の方とこの事案につきまして調査いたしました結果、特に問題ないことをご報告申し上げます。
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
案件3番についてお願いします。
- 玉井委員 11番、玉井です。
6月1日に高橋推進委員と現地確認してきました。
事務局の説明のとおり、特に問題ありません。よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
案件4番についてお願いします。
- 茂木委員 3番、茂木です。
6月1日に事務局と現地確認に行ってきました。
息子さんが銀行をやめて後を継ぐということで、畜産部門を拡充するという、そういう形で、株式会社という会社体制にしてこれに飛び込むという、そういうことでした。何ら問題はないものと思いますので、どうかよろしくご審議をお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
案件5番についてお願いします。
- 小松委員 12番、小松です。
5月30日に現況調査いたしました。
当地は畑という地目になってございます。上流下流の用水排水に全く支障はございませんので、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
案件6番についてお願いします。
- 齋藤委員 21番、齋藤です。
この地域、払田の地域は、払田柵というもので基盤整備のできない地域であります。ゆえに、ほかの農業者に迷惑もかかることのない地域でありますので、いいことだと思います。よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
- 参 与 現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第4号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第5号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参 与

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成30年6月7日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

議案第5号3番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、〇〇、〇〇〇〇〇〇の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、〇〇〇〇の退席を求めます。
(〇〇〇〇 退席)

参 与

それでは、26ページ、3番をご説明いたします。

利用権設定の期間満了に伴う更新でございます。

利用権を更新する農用地は、田4筆の面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、設定期間が5年、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。

ただいまご説明申し上げました3番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第5号3番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第5号3番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇、〇〇〇〇の入場を求めます。
(〇〇〇〇 入場)

議 長

議案第5号4番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に

〇〇〇というのが1件でございます。これは地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察してございます。

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容でございますけれども、説明案件を除いて低いほうでは10アール当たり〇〇〇〇〇から〇〇〇と幅がございます。低いほうは圃場の条件が悪いということなどが考えられますが、そのほかの案件につきましては、圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察してございます。

いずれも農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えてございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|-----|--|
| 議 長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声) |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。
議案第5号1番から2番及び5番から134番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手) |
| 議 長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第5号1番から2番及び5番から134番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 |
| 議 長 | 次に、議案第6号の「大仙市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程について」を議題とします。 |
| 参 与 | 議案第6号 大仙市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程について
大仙市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定について、本委員会の承認を求め。
平成30年6月7日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |
| 議 長 | 事務局より説明願います。 |
| 参 与 | |

資料81ページをごらん願います。

議案配付時に一緒に配付しております議案第6号資料と書かれたレジユメのほうもご一緒にごらん願います。

大仙市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「農業委員会選挙人名簿の調製の時期と並行して、」を削り、同条第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第14条見出し中「農地中間管理機構への」を削り、同条第3項中「機構」を「機構等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前2項」に改め、同項第1号中「機構」を「機構及び土地改良区（以下「機構等」という。）」に改め、同項第2号及び第3号中「機構」を「機構等」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第2項、農地法施行規則第103条第2項に基づき、土地改良区に対して、その求めに応じて、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

附則、この規程は平成30年6月7日から施行する。

若干説明させていただきます。

大仙市農業委員会では、農地台帳を、適時かつ適切な情報の更新を図るため、内容の点検と補正を行っており、また内容の公表に関する事項も本規程で定めているところであります。

今回改正する部分でございます。

まず、第3条関連ですが、大仙市農業委員会は昨年の4月に改選されましたが、以降、市長任命制となり、選挙人名簿を作成する必要がなくなったことから、選挙人名簿関連の項目を削除するものでございます。

次に、第14条でございます。

こちらにつきましては、農地法施行規則が改正されたことから、本規程も改正するものであります。資料の4ページをごらんください。

昨年の9月25日付の官報でございます。上のほう、ちょっと小さくて見づらいんですけども、農地法施行規則第103条第2項が追加されております。

こちらの改正でございますが、資料の5ページから7ページにありますけれども、土地改良法の一部が改正されたことが起因となって改正されたものであります。土地改良法の一部改正につきましては、中間管理機構が借りている農地につきまして、都道府県が農家の負担や同意を求めず基盤整備事業を実施できるという制度を新たに創設いたしました。このことにより、8ページでございますけれども、この土地改良法の一部の改正が行われたことによって、この機構関連事業をスムーズに行うため、本事業で土地改良区から申請があった場合は情報を提供することと農地法施行規則が改正されております。これに基づきまして、当農業委員会におきましても、土地改良区への情報の提供について改正するものでございます。

以上、大仙市農業委員会農地台帳点検等実施規程の変更について、簡単ではありますがご説明いたしました。本来であれば昨年度中に行うべきものであります。遅くなったところでございますけれども、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
菅原委員。

菅原委員

今説明いただいたわけですが、この後のほうの資料の中で、農地中間管理機構とのつながりが主な内容となっております。その内容が非常にわかりづらい内容となっておりますので、農業委員会として一度、中間管理機構のほうからの研修会というか講習というか、一度そういう機会を設けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

参与

実はその他でお話ししようかと思っておったところなんですけれども、今、菅原代理おっしゃったとおり、農地中間管理事業が始まりましてことしで5年目でございます。事業の内容の変更ですとか、今も説明しましたけれども、新しい事業というものもどんどん出てきております。

以前も代理のほうからこういった説明会みたいなものを開催したらどうかという提案をいただいたところでございます。農業委員の皆さん、推進委員の皆さんの活動にも大変必要であろうということで、来月の7月総会終了後でございますけれども、公社から講師を呼びまして、この中間管理事業ですとか、この関連事業について説明をいただきたいというふうに計画しているところでございます。本来であればもっと早くやりたかったんですけども、こういう状況というか、多分皆さん5月、6月は大変お忙しいと思いますので、7月11日総会なんですけれども、総会終了後に開催したいと考えております。詳しい内容等につきましては7月の議案配付と一緒に文書等でお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。
議案第6号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第6号「大仙市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を事務局より報告願います。

参 与 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。

平成30年6月7日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局より報告願います。

参 与

82ページをごらん願います。

事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市北檜岡字小山田76番地、株式会社RICE BALL、代表取締役、鈴木貴之。

2番、大仙市豊川字八卦81番地7、有限会社長幸、代表取締役、長澤健幸。

3番、大仙市太田町国見字庚申塚197番地5、有限会社大仙グリーンサービス、取締役社長、小松満。

4番、大仙市太田町齊内字南茨島165番地1、農事組合法人新興エコファーム、代表理事、細川良喜。

5番、大仙市太田町駒場字中村353番地、農事組合法人駒場南、代表理事、加藤幸政。

83ページをごらん願います。

6番、大仙市太田町三本扇字羽見内83番地、農事組合法人トザワファーム、代表理事、戸澤利巳。

7番、大仙市太田町三本扇字堤35番地、農事組合法人おおた今宿、代表理事、煤賀正喜。

8番、大仙市太田町小神成字小田中42番地、農事組合法人小神成ファーム、代表理事、藤澤博志。

9番、大仙市太田町駒場字飯嶋112番地、株式会社壹味耕産、代表取締役、佐々木和徳。

10番、秋田市向浜1丁目3番10号、農業生産法人合同会社大地、代表社員、阿部龍平。

以上10法人から報告がありました。

詳細につきましては、84ページ以降をごらん願います。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長 以上、報告といたします。

議 長 これで本日の日程は全て終了しました。
このほか、事務局から何かありませんか。

参 与 先ほど足達委員のほうから、31ページの強化法の利用権を設定する者の年齢の記載がないというご指摘でございました。それで、改めて私もこの年齢を確認するようということでございまして、ちょっと分室の職員に確認したところでも、実

はこの方に限らず今までも年齢の記載のない方が結構ございます。これは強化法の場合に、貸し手の場合には年齢を記載すると義務づけてございません。それでも記載してきた場合は書いてはいるんですけども、特に大仙市以外、市外に在住している方に関しては、私のほうでも年齢確認ができないということで、記載があつたりなかったりということが生じてございますが、やはり今ご指摘があつたとおり、年齢があつたりなかったりというのはよろしくないということで、次回の総会からは全て年齢を確認して記載していきたいと思っておりますので、どうかご理解のほうお願いいたします。

足達委員

そういう決まりはあるのか。

参 与

決まりというのではなくて、議案書になかったりあつたりというのは統一性がないなということもありますので、やっぱり統一性を持った議案をつくりたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

参 与

それでは、私から1点お願いいたします。

委員の皆様には議案書と一緒に配付したところでございますが、農業委員会農業委員の視察研修についてでございます。

前も何度かお話ししましたが、今年度は6月27、28日、青森県三沢市農業委員会さんにお邪魔する予定となっております。参加の有無につきまして、ペーパーに書いておおり、6月15日まで事務局または各分室にご連絡願います。お忙しい時期と思っておりますけれども、よろしくをお願いいたします。

参 与

すみません、それではお手元に配付してあります平成29年度地域別案件処理調書と書かれたA3の用紙をごらんいただきたいと思っております。

こちらの表は、4月総会の際に資料として配付しておりましたけれども、時間の都合により説明を割愛しておりましたので、改めて簡単にではありますが内容を説明させていただきますと思っております。

この表については、平成29年度の総会で可決された案件を農地法第3条及び4条、5条転用並びに強化法等で区分し、それを地域別に集計したものとなっております。

また、下のほうには、農地集積と農地転用に区分して前年度との比較を記載しております。どちらとも平成28年度と比較して減となっております。

その主な要因として、農地集積についてですけれども、農業経営基盤強化促進法の賃貸借権の設定のうち、公社、農協借り受け（B）と書かれた欄の一番下の前年度比較の欄をごらんいただきたいと思っております。

約228万8,000平方メートルの減となっていて、これが一番大きな要因となっております。これにつきましては、農地中間管理事業での貸借が大幅に減少したことによるもので、大仙市だけの傾向ではなくて、秋田県においても、これまでは県全体の目標面積である3,000ヘクタールを3年連続で達成してきておりましたが、事業4年目となった平成29年度においては目標を達成することができず、2,170ヘクタール程度の7割強にとどまっているとのことでもございました。

なお、6月2日発行の日本農業新聞には、平成29年度における農地中間管理事業への貸借が前年度と比較して全国平均で約11%の減となっております。機構が農地を仲介しやすい案件が一巡し、新たな貸借の掘り起こしが課題になっていると掲載されており、全国的に減少傾向にあるものと思われれます。

また、農地転用についてでございますが、これにつきましては、平成28年4月に南外地域で本社建築による大規模な農地転用がありまして、平成28年度の面積が大きくなっていたため、平成29年度が減になったものと思われれます。

以上、簡単ではありますが、平成29年度地域別案件処理調書の説明を終わらせていただきたいと思っております。

議長 足達委員。

足達委員 こういう流動化率というか、管内の流動化率は、会長の挨拶の中にありましたが、目標が80だけども、何か60ぐらいだという話をされておりましたが、そこら辺の流動化の集積率といいますか、事務局のほうでは数字的に何%とか出てきますか。

参与 そちらのほうにはちょっと記載はしてはいませんが、現在で大体まずそういった集積率については65%程度になっていたと記憶してございます。

足達委員 旧町の単位で、例えば中仙町の流動化率がまだ低いとかいう感じで、旧町村ごとの目安というか、そこら辺を把握してないですか。

参与 大変申しわけありません。旧市町村別ではちょっと出してはいないんですが、全体平均では65%程度ということしか、申しわけございません。

足達委員 あと、例えば貸した人がやれなくなって、また新しい人に貸すということで、そういうのは実際の流動化のカウントであれば、事務局には届いてはいないのか。

参与 新規につきましても、例えば借りかえ、というのをまずカウントしていません。

足達委員 流動化を推進するためには、力の入れようがあるかなと思ったんですけども、私も農業委員になって町内の人には農業委員をやっていてという話をしていますが、農地は人に頼んでいるのと、なかなか相談はない。農業委員が関わっている農地はどのぐらいあるものなんですかね。

参与 今回の件につきまして、事務局のほうでそこまでは把握していない状況なんですけれども、毎月出している活動記録簿等で多少の把握はできるかと思いますが、やっぱり細かい部分まで書かれている記載がないものですから、ちょっと把握するのはなかなか難しいのかなというような状況です。

足達委員 ぜひ、制度改正があって、推進委員とか、我々、私も全然別の立場で来たものだから、ぜひ流動化を進める手法としてどういう関わりをしたらいいのかなと、ただ家にいてもなかなか進まないし、いざ田んぼを頼むとなれば、やっぱりそばで耕作していた人に声をかけて、俺の田んぼをやれないから頼むというような、農業委員として、どこで何を頑張ったらいいいかなと自問自答したりしているんです。そういう意味で、この後、何とかよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
皆さんからほかにありませんか。

加藤委員 すみません、協和の推進委員4番の加藤末道でございます。
一言お礼申し上げたいと思います。
先般4月に私の母の葬儀に際しまして、皆様から玉串料、献花をいただきましてまことにありがとうございます。おかげさまをもちまして、先日6月5日にまつりごとを終える事ができました。本当にありがとうございます。

議長 ありがとうございます。
ほかにありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員

お礼を述べさせていただきます。

4月9日に私の母が92歳で亡くなりました。葬儀に際しましては、農業委員会並びに農業委員の皆様、それから推進委員の皆様からたくさんのお供え物等をいただきましてありがとうございました。忌も明けまして、家族一同平常時に今は戻っているところでもあります。今後どうぞ変わらぬご厚情賜りますようお願い申し上げます、簡単ですけども、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。
ほかにありませんか。

田村委員

まだちょっと時間があつたので、冒頭の挨拶の中で会長さんの西川さんのお話があつて、非常に輸出をしたいという、輸出を国が将来考えているという、今も考えているんでしょうけれども、やっぱり興味深いというふうに思いました。

それで、なかなか我々、国会議員さんも年に何回も会ったりとか、会うことできないので、会長にお願いが、もし言ってもらえればなというふうに思うんです。それはなぜかという、本当に将来輸出がどんどん軌道に乗るといふか、なるのであれば、やっぱり秋田港をちゃんと利用できないものかなというふうにずっと思っていて、米を横浜に持っていったり、それから秋田港でも出すことはできるんですけども、横浜に持っていく何倍もお金がかかるといふか、秋田港から出すとなるとお金がかかるんですよ。だから、そういうルートをやったりもし将来本当に何十万トンも行くような時代が来るのであれば、いち早くそういう整備をちゃんとしていただいて、我々秋田から東京へ物を持っていくといふとなかなか経費が非常にかかるわけですので、フェリーだったら本当は大丈夫じゃないのかなといふのはずっと思っていて、ただ、やはり秋田港だと取り扱えることが少なく、非常にお金がかかるわけですけども、定期的にちゃんと行くのであれば、クリアできるようにお願いできればなというふうに思っておりますので、どうか会長、もしそういう機会があつたら助言していただければと思います。お願いします。

足達委員

実は輸出の話は、神戸、横浜と、新潟からも行っていたんです。業者が直接中国の業者とやりとりして窓口が開いて、県も窓口をやるんだなという話も出ていましたが、燻蒸処理がすごい手間かかって、施設整備に相当の金がかかるわけです。それでちょっとやめたところもありますけれども、今フェリーで、大型客船がツアーで来ている事もある訳だし、会長には、輸出のための施設整備をぜひお願いしてきてもらいたい。

議 長

自分の知り合いで秋田港からロシアのウラジオストクへおばこ米を販売している人がいるから、どんどん輸出するように頑張って下さい。機会があれば話をします。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして、第13回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

(午前11時20分 閉会)